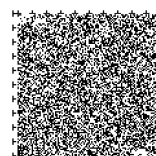
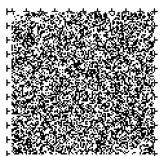


第4章 基本計画





第1節 地域を支える人づくり

1 福祉教育の推進と担い手の育成

○ 目指す姿

福祉の担い手が育ち、きめ細かな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座等福祉教育が充実しているまち

■ 課題と方向性

- 地域共生社会の実現に向けては、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取り組むことが必要です。
- 本市では、児童・生徒に向けた社会奉仕の精神の育成や、高齢者を支える新たな担い手の発掘等に努めています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果を見ると、市民の助け合いでできることと、してほしいことの要望を地域の中でどのようにしてつないでいくかが、重要な課題となっています。また、市民の意識としては、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、今後、理解と関心を高めていくことも重要です。
- これらのことから、子どものうちから地域福祉に関心をもち、互いに支え合うことの大切さを理解できるように、学校教育とボランティア・市民活動センターを中核とした関係機関の連携を図るとともに、市民一人一人が互いの違いを認め合い、同じ地域の住民として交流することのできる意識を高めていきます。

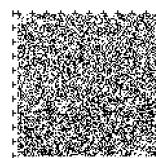


市が行う主な取組

【主な取組】

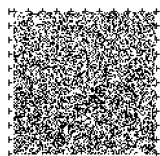
取組名	内 容	所管課
広報・啓発活動等の推進	主体的にまちづくりに関わっていかうとする市民の意識を一層高めるために、市報やホームページ、SNS等を活用した広報・啓発活動を推進します。 また、音声コード※、活字文書読上げ装置等のメディアの活用も含めて、保健福祉等に関する情報を提供します。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 秘書広報課

※ 音声コード：印刷物に掲載された縦横約2センチのコード。専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障害者のために音声や点字等で出力することができる。音声コードは、縦横二方向の情報をもつため、大量の情報を掲載することができる。



取組名	内 容	所管課
福祉教育・福祉学習の推進	市内小・中学校における福祉教育の充実に努め、小さい頃から施設訪問、体験学習等を行うとともに、ボランティア・市民活動センターを中核とした関係機関と連携・協力し、ノーマライゼーション※や「地域福祉計画」の理念等が成長とともに身に付くよう推進します。 また、副籍制度により都立村山特別支援学校や都立羽村特別支援学校等と市内小・中学校の児童・生徒が交流を図る中で、地域への理解と受入れ等の交流も行い、次世代の人材育成を図れるよう支援します。 成人に対しては、講座や啓発講演会を開催する等、生涯学習の一環として福祉学習を推進します。さらに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や各年代層に合わせた体験学習等を支援して、市民の意識の向上を図ります。	教育指導課 協働推進課 文化振興課 福祉総務課
交流教育の推進	市内小・中学校の児童・生徒が、高齢者施設、都立村山特別支援学校、保健福祉総合センター（市民総合センター内）等への訪問を行い、体験活動や講話を通して、高齢者や障害のある方との相互の交流を進めます。	教育指導課
福祉人材の確保・養成	地域におけるきめ細かな福祉サービスを実現するため、介護保険制度や障害福祉の制度による福祉サービス事業者の参画の支援・促進と、ホームヘルパー等の福祉人材の確保を図るとともに、今後とも、人材の養成・研修の促進を行います。	高齢福祉課 障害福祉課

※ ノーマライゼーション：障害のある方や高齢により虚弱状態にある方に限らず、全ての人が地域社会の中で、他の人々と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会の在り方であるという考え方。





市民・活動団体にできることの検討

- 自分のまちの福祉関連情報に、“自分にも関係のあること”として興味をもって接する。
- 年齢、性別、国籍の違いや障害のある方・ない方等、様々な個性をもった人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合う。
- 一人一人が地域を支える担い手である意識をもち、地域にある様々な生活課題・問題の解決・改善のために何ができるのかを考える。
- 団体の活動において、ボランティアの受入れや、連携に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ボランティアの受入れや、連携に努める。
- 福祉や介護の活動や仕事に関心をもってもらえるよう、その魅力ややりがいを発信する機会をつくる。

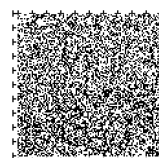
【コラム】 副籍制度について

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童及び生徒が、武蔵村山市立学校の小学校又は中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、市立学校との直接的・間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりの維持・継続を図っていくことを目的として、平成19年度から実施している制度です。

対象児童・生徒に学校だよりや学校行事の案内等を配布するとともに、行事や学級活動、小学校における外国語活動等を通して、交流及び共同学習を行っています。

今後とも、都立特別支援学校コーディネーターと副籍校の特別支援教育コーディネーター等の連絡体制を強化し、副籍制度の充実を図っていく必要があります。

（参照：「第五次特別支援教育推進計画」より）



2 様々な地域福祉活動や交流の推進

○ 目指す姿

様々な地域福祉活動や交流が活発に行われているまち

■ 課題と方向性

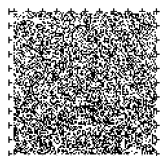
- 全国的に、高齢化に伴って福祉活動の従来の中心的な担い手も高齢化し、また固定化する一方で、女性や高齢者の就業の増加に伴い、地域における担い手の確保はますます困難になっているといわれています。
- 市民意識調査（団体向け）の結果を見ると、人手不足が活動上の大きな課題として挙げられています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果を見ると、あまり積極的な近所付き合いをもたない人が多い一方で、定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。また、近所付き合いが密であるほど、市民活動の経験率も多くなっています。
- これらのことから、積極的な近所付き合いの機運を醸成する等、地域の力の向上につなげる取組や、より多くの人々が福祉活動に参加するきっかけとなるよう、市民それぞれの属性や世代等に応じた取組の展開を図ります。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
地域における交流の場・機会の確保	高齢者が地域の身近な通いの場である「お互いさまサロン」で介護予防に取り組む、障害のある方が地域住民とともにスポーツを楽しむ、「子どもカフェ」及び「子ども食堂」で親同士や子同士が情報共有や悩みの相談を行う等、世代を超えてだれもが参加できるよう地域における福祉を中心とした様々な交流の場・機会の確保を図ります。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 スポーツ振興課
コミュニティ意識の醸成	緑が丘ふれあいセンターやボランティア・市民活動センターにおいて、人が交流する場所や事業を活用し、コミュニティ意識の醸成に努めます。	協働推進課



取組名	内 容	所管課
ボランティア・市民活動への参画の支援	市民自らがサービスの担い手として積極的に地域と関わっていけるよう、ボランティア講座、ボランティアの人材育成等をボランティア・市民活動センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が連携して実施し、福祉の担い手の確保を図ります。 また、NPO法人等の設立支援・助言、人材養成支援等を行い、市民活動を促進する中で、地域福祉活動への参画も促進します。	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 教育指導課 文化振興課
市民の発想をいかす市政運営と自治会活動の支援	市民の自発的な活動に基づく提案を市政運営にいかせる機会である協働事業提案制度を実施し、市民との協働によるまちづくりを推進します。 また、自治会の自主的な活動の更なる活性化を図るため、魅力ある自治会づくりを支援します。	協働推進課



市民・活動団体にできることの検討

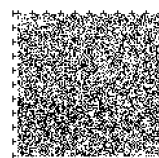
- 社会福祉協議会主催の行事に協力・参加する等、積極的に交流するよう努める。
- ボランティア・市民活動センターが主催する夏体験ボランティア等に積極的に参加する。
- 今まで培ってきた知識や経験をいかして、プロボノ※として地域で活動する。
- 自治会に加入する等、身近な人たちとの関係を築く。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 職場体験等、学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちや高齢者等とのふれあいの機会をつくる。
- ボランティア休暇制度の導入等、社員等がボランティア・市民活動に参加しやすい環境づくりに努める。

※ プロボノ (Pro bono) : 専門知識や技能をいかして参加する社会貢献活動。



【コラム】 「子ども食堂」と「お互いさまサロン」

子ども食堂

子ども食堂は、保護者の帰りが遅くいつも一人で夕食を食べている子どもや、親子でだれかと一緒ににぎやかに食事をしたい家庭等、大切なご飯のことでお困りの方やお悩みの方のために、ボランティアの方々によって運営されている事業です。



まどか食堂の様子

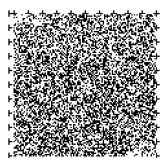


武蔵村山子ども食堂の様子

お互いさまサロン

本市では、「子どもからお年寄りまで だれもが垣根なく「お互いさま」でつながるまちづくり」を目標に、ボランティアの方々や地域包括支援センターの協力を得て、体操や脳トレ等、様々な講座やレクリエーションを行い、地域の高齢者の介護予防や多世代の交流を目指しています。

また、令和7年までに、市内70か所の歩いて通える「お互いさまサロン」づくりを進めています。



3 活動団体間のネットワークづくりの推進

○ 目指す姿

活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

■ 課題と方向性

- 社会の多様化、複雑化に伴って、地域には新たな福祉的ニーズや、個別の制度の隙間に陥りがちな複合的な課題が生じる可能性があります。そのため、地域課題の変化に対応した組織の連携、ネットワークづくりを推進していくことが求められます。
- 近年の地域活動においては、従来の活動団体や社会福祉法人に加え、NPO法人、公益法人、一般企業・事業所等、多様な主体が期待されます。
- 市民意識調査（団体向け）の結果を見ると、多くの団体が「ボランティア・市民活動センター」等と連携して活動を行っている状況がうかがえます。
- このことから、ボランティア・市民活動センターを中心に据え、団体同士が相互に連携し、ネットワークをより一層強化することで、地域で支え合う力の相乗効果が発揮されるよう、地域住民に対する支援の手を充実します。

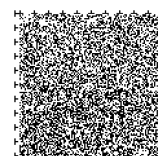


市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
地域福祉活動団体※等への支援	活動に関する情報や活動の場の提供を進めるとともに、活動の自主性・主体性を尊重しながら、活動の場づくりや研修等への支援を行います。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課
地域福祉活動団体間の連携強化の促進	ボランティアを行う団体や個人・NPO法人等が交流を図る機会となるイベントを実施することに加え、情報誌の充実を図り、ボランティアを行う団体や個人・NPO法人等が、他の団体等の活動状況を知ること、ボランティアや市民活動が、より活発・効果的に行われるよう努めます。	協働推進課

※ 地域福祉活動団体：営利を目的としないという前提のもと、地域の福祉向上のために、自主的に活動を行う市民団体。





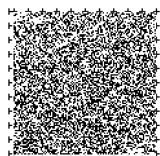
市民・活動団体にできることの検討

- 地域福祉活動団体等は、他の団体との交流・連携に努める。
- 自治会の活動については、子どもから高齢者まで全ての人を対象とした行事を取り入れる等、加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努める。
- ボランティア・市民活動センターに登録して、積極的なボランティア・市民活動に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- C S R活動の一環として、地域で活動を行う団体への支援や、団体が開催するイベントに協賛・協力する。



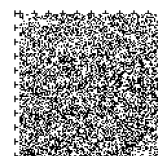
成果指標（地域を支える人づくり）

【指標設定の考え方】

第1節においては、地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であるという意識をもち、ボランティアを行う個人や団体、NPO法人等において、活発な活動ができる人づくりを目指します。そのため、実際に地域福祉活動を行う人が増加することを成果と捉え、その成果指標として「市民意識調査におけるボランティア・市民活動の経験のある人の割合」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の4つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
市民意識調査におけるボランティア・市民活動の経験のある人の割合	20%	25%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
市内在住の特別支援学校在籍児童・生徒のうち、副籍制度を活用する児童・生徒の割合	68%	70%	教育指導課
お互いさまサロンの設置数	50 か所	70 か所	高齢福祉課
民生委員・児童委員定数の充足	54 人／58 人	58 人／58 人	福祉総務課
協働事業提案制度の利用促進	延べ 17 団体	延べ 31 団体	協働推進課



第2節 市と市民が一体となった地域づくり

1 地域福祉活動の基盤の強化

○ 目指す姿

活動環境の整備と、支援を必要とする人と支援をする人（団体）を結びつけるコーディネート機能が充実していて、地域福祉活動が盛んに行われるまち

■ 課題と方向性

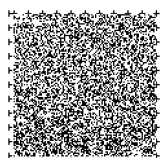
- 日頃から、気軽に集まれる機会や場所があることは、生活するうえでの生きがいや、困ったときの相談のきっかけ、世代間の交流促進につながります。また、支援を必要する人と、支援者や支援活動団体を適切につなぐためには、地域における資源（人・場所・情報）を整理し、マネジメントすることができる機関や人材の存在が不可欠です。
- 市民意識調査（団体向け）の結果を見ると、今後の活動に当たり必要だと思う行政支援については、「市民への情報発信」や「活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「場所の提供」が特に多くなっています。
- これらのことから、集いの場づくりや活動に関する情報の提供への支援を継続的に行うとともに、更なる地域資源の発掘と、それらをつなぐコーディネーターの育成に取り組みます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
福祉活動の場の提供	コミュニティ施設について、高齢者や障害のある方、子どもたち等全ての地域住民に開放し、身近な活動の場を提供します。 また、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、適切な管理運営体制の確保に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 健康推進課 子ども家庭部全課 福祉総務課
福祉活動推進のための情報の提供	ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者等、様々な主体が地域福祉活動を行うに当たり、より効果的な活動ができるような情報提供に努めます。	協働推進課 健康福祉部全課 子ども家庭部全課



取組名	内 容	所管課
コーディネーター機能の充実	地域における利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供を図るため、関係機関との連絡調整や協力依頼等サービスのコーディネートを今後も継続するとともに、地域福祉コーディネーターの機能の充実を図ります。 また、地域全体で、事態が深刻になる前に問題を見つけ、迅速に対処できるような仕組みを協働で確立し、支援の必要な人の地域生活を共に支えていきます。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課



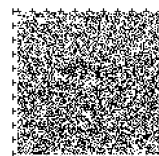
市民・活動団体にできることの検討

- 各種のボランティア・市民活動に積極的に参加する。
- 定年退職を迎えた人や高齢者のもつ能力、技術及び経験を地域でいかす。
- 地域の文化・芸術等を育みながら活動を活発化させるとともに、地域福祉の基盤強化への連携にいかす。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ボランティアの受入れ、連携に努める。
- 施設の空きスペースや未使用時の部屋を地域福祉活動団体に貸し出す等、活動の場の提供に努める。



【コラム】 地域のコーディネーターについて

地域における福祉サービスを十分に機能させるには、支援を必要とする人と支援者や支援活動団体を結びつけるコーディネート機能を充実させ、ボランティア団体・NPO法人等のメンバーや個人ボランティアが活発に活動できる環境をつくる必要があります。

このようなことから、地域福祉活動を支援するため、一定の圏域に専門的なコーディネーターを配置することが求められています。

生活支援コーディネーター

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域での生活を継続するためには、多様な生活支援ニーズに対応したサービスを地域で整備していく必要があります。

このような地域における環境整備においては、市町村が中心となって、地域のニーズと地域資源のマッチング等を行うコーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、生活支援サービスの開発等を担う事業主体の支援体制の充実・強化を図ることが求められています。

生活支援コーディネーターは、市町村が定める活動区域に配置され、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を行う役割を担っています。

本市では、地域包括支援センターに各1人（南部地域包括支援センターは2人）を配置しており、地域ニーズや既存資源を活用しながら生活支援を行っています。

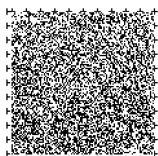
地域福祉コーディネーター

地域福祉の推進には、地域住民による主体的な活動と、行政や民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。

そのためには、地域の人的資源と連携・協力し、課題やニーズの情報等を整理統括して、地域の資源（情報・人・場所等）をつないでいく機能が必要であり、そのネットワークの中心となる役割を担う人材を「地域福祉コーディネーター」としています。

また、地域福祉コーディネーターは制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯への「個別支援」や、地域住民を組織化し「地域支援」を統合的に展開する役割も担います。

本市では、既に社会福祉協議会が市内南部地域をモデルに配置を進めていますが、今後、適正かつ機能的な人的配置や、普及育成等を推進していくことを検討しています。



2 快適な生活環境の推進

○ 目指す姿

バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、だれもが安心・快適に外出することができるまち

■ 課題と方向性

- 地域福祉においては、サービスや制度のみならずインフラの整備も重要な課題となります。年齢や障害のある方・ない方にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすい環境は、自立した生活の基盤として不可欠です。
- 市民意識調査（団体向け）では、福祉における課題について、「歩道に高齢者や障害のある方の歩行の妨げになる障害物がある」、「交通の便が悪い」といった意見が挙げられていました。
- これらのことから、公共施設等におけるバリアフリー化を一層推進するとともに、だれもが活動しやすい移動手段の確保を目指し、福祉に配慮したまちづくりに努めます。

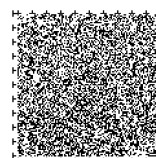


市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成	「東京都福祉のまちづくり条例」及び「まちづくり基本方針」に基づいて、公共的建築物や道路・公園等の公共施設等についてのバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障害のある方・ない方や年齢等にかかわらず、だれもが安心して生活できるような環境の形成を図ります。	都市計画課 道路下水道課 施設課
公共交通機関の整備	市民の足として重要な公共交通である多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸について、更なる促進に向けて引き続き東京都に要請します。	交通企画・モノレール推進課
外出を支援する仕組みの充実	高齢者や障害のある方等だれもが外出しやすいよう、外出支援ボランティア*の育成や組織づくりへの支援等に努めます。	協働推進課 高齢福祉課 障害福祉課

※ 外出支援ボランティア：一般の交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障害のある方に対し、外出の際に車の運転等により、送迎や付き添いを協力するボランティア。



取組名	内 容	所管課
放置自転車対策等の推進	放置自転車クリーンキャンペーンや違反広告物撤去協力員制度を実施し、放置自転車や立て看板等をなくし、だれもが通行しやすくなるよう努めます。	道路下水道課
都営村山団地の整備の促進	都営村山団地再生計画に基づき、高齢者や障害のある方に配慮した住宅となるよう、エレベーターやスロープ等施設面の整備の促進について、引き続き東京都に要請します。	都市計画課



市民・活動団体にできることの検討

- 地域住民の視点からバリアフリーに関する点検・評価をする。
- 外出支援ボランティア活動に参加する。また、周りの人にも参加を呼びかける。
- 障害のある方が自由に行き来できるよう、自転車は決められた場所に置く。
- 視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車等を置くのをやめる。



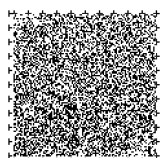
市内の事業者(所)にできることの検討

- 所有施設・設備のバリアフリー化に努める。
- スロープを設置する等、高齢者や障害のある方が利用しやすい事業所づくりに努める。

【コラム】 社会的障壁とは？

社会的障壁とは、通行や利用がしにくい施設、障害のある方の存在を意識していない慣習や文化、利用しにくい制度及び障害のある方への偏見等、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもののことを指します。

本市においても、障害者差別解消法に基づき、障害のある方もない方も、だれもが安心して暮らせる社会を目指して、取組を推進しています。



3 安全・安心のまちづくりの推進

○ 目指す姿

災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が地域住民から適切な援助を受けられるよう、平時からの備えに万全を期し、安心して生活することができるまち

■ 課題と方向性

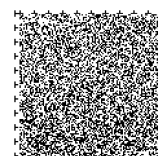
- 自然災害はいつどこで起こるかわかりません。特に近年は、気候変動の影響で、風水害が局所化・激甚化の傾向にあり、平時からの備えが今まで以上に重要になっています。
- 市民意識調査（市民向け）を見ると、災害時要支援者名簿登録の認知度は低く、非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかという議論に向けても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。
- 防犯面では、日本における刑法犯の認知件数は、近年減少を続ける一方で、ストーカーに関する事案等、子どもや女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害も深刻化しています。このような隣近所での異変に気付き、地域社会の安全安心を守るためには、日頃からの見守りや周囲への声かけが欠かせません。
- これらのことから、避難行動要支援者名簿の利活用や個別計画の策定、防災組織・防犯組織を通じた地域の力の更なる強化等、日頃から緊急時に備え、いざという時に助け合える仕組みづくり・組織づくりを強化します。



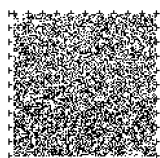
市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
情報提供サービスの推進	電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、登録者数（犯罪情報、災害情報、市政情報）の増加促進及び即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。 また、学校等における安全確保については、SNS等を活用した防犯情報の提供や連絡体制の強化を図ります。	防災安全課 秘書広報課 教育指導課



取組名	内 容	所管課
参加・体験型交通安全教育の実施	自転車の正しい乗り方について指導する自転車運転者講習会や、体験型交通安全教室（スケアード・ストレイト）の開催により、市民への交通安全意識の啓発に努めます。 また、市内における夏期交通防犯映画会を継続し、正しい知識の普及・啓発に努めます。	防災安全課
自主防災組織の育成支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識の醸成や災害時における市民・事業者・市が一体となった地域ぐるみでの防災行動力を向上させるため、災害対策用資器材等の助成を強化する等、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	防災安全課
自主防犯組織の育成支援	安全・安心のまちづくりを推進するため、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成する等、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行い、地域における防犯対策の強化を図ります。	防災安全課
避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）に基づき、引き続き個別計画の策定に努め、災害時等の安全・迅速な支援を推進します。 また、制度の内容について広く認知されるよう、引き続き広報活動に努めます。	福祉総務課 防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課
地域の見守り活動の推進	自治会区域等の身近な地域で、一人暮らしや認知症の高齢者等の見守りが必要な市民に、定期的な声掛けや見守り等の“地域の見守り活動”を市民や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携・協働のもと推進します。今後更に、身近な地域で活動をしている組織・団体等がネットワーク化を図り、実情に即した活動となるよう支援します。	防災安全課 協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 教育総務課
市民に対する犯罪被害の防止対策の推進	市民、特に高齢者や障害のある方、若者等を詐欺・窃盗、消費者トラブル等の被害から守るため、引き続き情報提供・啓発活動に努めるとともに、消費生活相談等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。	防災安全課 協働推進課 高齢福祉課 障害福祉課





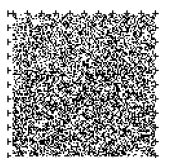
市民・活動団体にできることの検討

- 道路や歩道への自転車等の放置をやめる。また、高齢者や障害のある方等の通行に配慮し、やさしい運転マナーに努める。
- 交通安全教室等に積極的に参加するよう努め、安全・安心のまちづくりの意識を高める。
- 自主防災組織等が行う防災訓練に参加する。
- 総合防災訓練等に参加し、習得した知識を地域の防災活動にいかし、防災意識を高めることで災害時に備える。
- 自治会、老人クラブや子ども会等、様々な地域活動に積極的に参加する。
- 自治会を中心に一人暮らしの高齢者や障害のある方等の見守り、話し相手、声掛け、ごみ出しの手伝い等を積極的に行う。
- 一人暮らしの高齢者等に対し、積極的に挨拶・声かけを励行する。
- 高齢者の散歩の機会等を活用し、地域パトロール活動を行うよう心がける。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市等の行政機関と災害時の連携・協力を努める。
- 不審者に関する情報等の提供に努める。
- 緊急時には、市等の行政機関と連携し、高齢者や障害のある方、乳幼児や子ども、妊産婦等の支援に協力する。



【コラム】 避難行動要支援者対策について

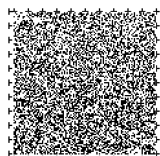
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の割合は約6割、障害のある方の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍でした。『平成26年度版 消防白書』より）

このことを踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行われるよう、同年8月に従来の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に改定しました。

本市では、国の方針を受け、避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）及び避難行動要支援者名簿を作成しました。今後も、個人情報保護に留意しながら消防署や民生・児童委員協議会等の関係組織と協力し、避難行動要支援者一人一人の個別計画を策定していきます。また、名簿に関しては定期的な訪問等を通して見直し、更新を行います。

本市には、高齢者や障害のある方で、災害時に支援を必要としている人が、令和2年4月時点で約3,000人います。

いざという時、避難行動要支援者を守るためには、地域の人々の支援が不可欠であるため、それぞれ自分自身が支援することを考えることが重要です。



4 再犯防止の推進

○ 目指す姿

人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び地域の一員として活躍することのできるよう、立ち直りを支えるまち

■ 課題と方向性

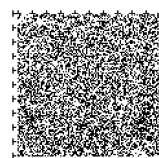
- 犯罪をした者等の中には、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人が少なくありません。
- 法務省によると、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職でした。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍であり、不安定な就労状況が再犯リスクに大きく影響しています。
- 市民意識調査（市民向け）では、犯罪をした者等の立ち直りへの協力意向について消極的な回答が過半数を占めています。犯罪をした者等の社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。
- また、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境的な取組と、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度的な取組の2つが特に多くなっています。
- 一方で、本市の再犯防止活動の中核を担う保護司の充足状況を見ると、定数28人に対して令和元年度現在25人となっているものの、今後も任期満了等による退任が続くことから、令和2年度末には23人になる見込みであり、担い手の確保が課題となっています。
- これらのことから、「再犯防止推進計画」を策定し、人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び自身の能力を発揮できる経済的・環境的な場づくりと、犯罪をした者等の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援、社会が受入れる体制・意識づくりに努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
新規 保護司等民間 ボランティア の確保と支援	犯罪をした者等の立ち直りを支えるため、重要な役割を担う保護司をはじめとする民間ボランティアについて、保護司会等と連携し、担い手の確保に努めます。 また、より活動しやすい環境を整備します。	福祉総務課



取組名	内 容	所管課
新規 再犯防止に関する広報・啓発活動	犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、地域の理解を深めることを目的として、社会を明るくする運動をはじめとした広報・啓発活動を推進します。	福祉総務課



市民・活動団体にできることの検討

- 犯罪をした者等に対する差別や偏見をもたず、再び地域の一員として自立した生活ができるよう見守る。
- 青少年が悩みや心配ごとを抱え、非行に走ることがないように地域全体で見守る。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 犯罪をした者等に対する差別や偏見をもたず、保護観察所等との連携を取りながら、その者の雇用に努める。

【コラム】 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

運動の行動目標

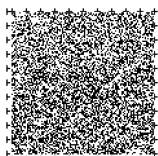
- ・ 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ・ 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること



村山デエドラまつりでの広報活動



(出典：法務省 HP)



◆ 武蔵村山市再犯防止推進計画 ◆

我が国では、平成16年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成28年12月に「再犯防止推進法」が施行されました。

本市の属する東大和警察管内においても、再犯者率は令和元年度が56.0%であり、平成28年度以降50.0%を超えて推移しています。これらのことから、再犯防止推進法の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、新たに再犯防止施策を総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付け、再犯防止推進計画を策定します。

この再犯防止推進計画に基づき、就労、住居、保健医療、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図り、総合的な再犯防止を推進します。

◇ 取組の方向性

1 就労・住居の確保の推進

生活のために犯罪に再び手を染めることのないよう、犯罪をした者等の経済的な安定と自立を目的として、関係機関と連携し、収入の基盤となる仕事と生活の基盤となる住宅の確保を支援します。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

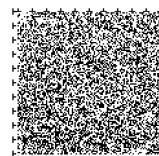
犯罪をした高齢者や障害のある方等のうち、保健医療・福祉の支援が必要であるにもかかわらず、十分な支援が行き届かないために再犯につながる可能性があることから、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。また、薬物等への依存に再び陥ることを未然に防ぎ、薬物依存からの回復に向けた支援を行います。

3 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施

悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

4 民間協力者の活動促進や広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。



5 地域における孤立と自殺の防止

○ 目指す姿

だれもが地域で孤立することなく、生きやすいまち

■ 課題と方向性

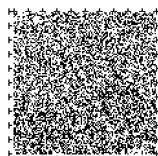
- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。
- 市民意識調査（市民向け）でも、単身世帯や、近所に特に親しい人がいない人の割合が特になくなっていきます。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決すべき問題でもあるという意識が広がるように啓発に取り組むことが重要です。
- これらのことから、「自殺対策計画」を策定し、一人で課題を抱えている人が発しているサインを地域全体で気付き、対処することができるよう、ネットワークの構築や、自殺に関する意識啓発、教育の推進、相談機能の充実、自殺対策を支える人材の育成に向けた取組の強化、生きることの促進要因への支援に努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
新規 自殺対策推進協議会（仮称）の開催	自殺対策推進協議会（仮称）を開催し、庁内外の関係機関と自殺対策に関する共通認識をもち、連携・協力します。	健康推進課
ゲートキーパーの養成	関係職種向けゲートキーパー養成講座の開催を行うことにより、今後も自殺対策を支える人材の育成を行います。	健康推進課
新規 自殺防止啓発活動の推進	関係機関窓口等にリーフレットを設置し、相談機関等に関する情報提供を行います。 また、一般市民向け講演会「いのちとこころの講演会」を実施し自殺対策に関する知識の普及・啓発を図ります。	健康推進課



取組名	内 容	所管課
新規 相談事業及び 居場所づくり 等の充実	相談事業（市民相談、カウンセリング相談事業、健康相談事業、障害者生活支援事業・消費生活相談事業・教育相談等）を通して、悩みや不安があるときに安心して相談できる場所の情報を提供します。 また、居場所づくり（障害者デイサービス事業、親子グループ、放課後居場所づくり事業、高齢者の通いの場等）や、自殺未遂者の再企图防止のための支援、遺族の方への支援も行います。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 秘書広報課 協働推進課 教育指導課 文化振興課
新規 自殺対策教育 の推進	市内小・中学校で年1回長期休暇前にSOSの出し方に関する教育やスクールカウンセラーによるこころの支援を実施することで、悩みや不安を相談でき、支援する体制を構築します。	健康推進課 教育指導課



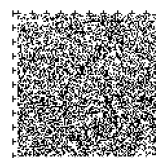
市民・活動団体にできることの検討

- 生活の中で悩みごとや心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談する。
- 自殺に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」として、地域の中で、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 従業員のメンタルヘルス対策を行い、悩みや不安を相談できる相談場所等を周知する。
- 従業員にゲートキーパー養成講座を受講させる等、地域全体で異変に気付く仕組みづくりを支える。



◆ 武蔵村山市自殺対策計画 ◆

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、国を挙げて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方にに基づき、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市においても、直近5年の平均で年間15人前後の人が自殺によって命を落とされています。このことから、自殺対策基本法の趣旨及び第13条の規定を鑑み、これまで「健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、新たに総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「自殺対策についての計画」として位置付け、自殺対策計画を策定します。

この自殺対策計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進します。

◇ 取組の方向性

【基本施策】

1 地域におけるネットワークの強化

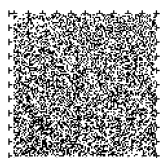
「だれも自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みの構築を目指します。

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気付き」が重要です。だれもが早期の「気付き」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図り、「気付き」のための人材育成の方策を充実します。

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」として、社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及・啓発活動を行います。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合にはだれかに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく機運を地域全体で醸成します。



4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。だれもが安心して地域生活を送れるよう、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等に関する対策を推進します。

5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

児童・生徒が社会において、今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、市内小・中学校でSOSの出し方に関する教育を継続して実施していきます。

【重点施策】

1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族が公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまう等、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。

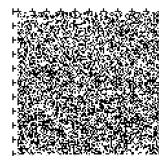
これらのことを踏まえ、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて自殺対策の啓発を強化していきます。また、地域住民同士が支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる安定的な地域共生社会の実現等の施策と連動した事業展開を図ることで、自殺対策を推進していきます。

2 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進

生活困窮者はその背景として、虐待、依存症、介護や失業等の多様かつ広範な問題を抱えており、また、これらの問題を複合的に抱えている場合もあります。様々な背景を抱える生活困窮者には、自殺リスクが高いことを認識し、対象者の背景を踏まえた支援を実施します。あわせて、生活困窮者自立支援制度との連携も進めていきます。

3 無職者・失業者を対象とした自殺対策の推進

勤労世代の無職者の自殺率は高いことが知られています。無職者・失業者は就労や経済の問題を抱えているだけでなく、疾病や障害、人間関係の問題等を重層的に抱えている場合があります。そのため、対象者の状況を的確に把握し、就業や労働に関する問題、生活及び経済的な問題等の幅広く深刻な悩みについて、迅速かつ具体的な支援につながるよう、相談・支援体制の充実を図ります。



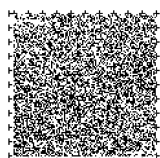
成果指標（市と市民が一体となった地域づくり）

【指標設定の考え方】

第2節においては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、市と市民が一体となった地域づくりを目指します。そのため、だれもが生活の質が確保され、安全・安心に暮らせる環境の実現を成果と捉え、成果指標として「市民意識調査における本市の住みやすさを肯定的に捉えている市民の割合」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の4つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
市民意識調査における本市の住みやすさを肯定的に捉えている市民の割合	56.7%	65%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
避難行動要支援者個別計画を策定した人の割合	65.7%	75%	福祉総務課
保育所入所待機児童数 (旧定義)	47人	0人	子ども青少年課
自主防災組織の結成団体数	32団体	38団体	防災安全課
自主防犯組織の結成団体数	13団体	20団体	防災安全課

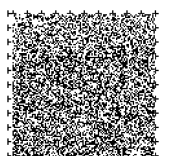


【再犯防止推進計画の指標設定の考え方】

犯罪や非行をした人たちが地域社会の中に復帰し、再犯者率が低下することを成果と捉え、成果指標として「東大和警察署管内における再犯者率」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の2つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
東大和警察署管内における再犯者率	56%	50%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
再犯防止に関する取組 の市報等での掲載回数	年4回	年8回	福祉総務課
保護司定数の充足	25人／28人	28人／28人	福祉総務課



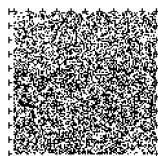
【自殺対策計画の指標設定の考え方】

だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現を成果として捉え、成果を測るための指標として「本市における平成 27 年度と比較した場合の自殺者数の減少割合」を設定します。また、目標達成に向けた活動指標は、以下の 7 つを設定します。

なお、自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」に基づき、「令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させること」とし、本成果指標の数値設定もこの基準に準じます。

成果指標	令和元年度 現在	令和 8 年度 目標
本市における平成 27 年度と比較した場合の自殺者数の減少割合	27.8%	30%以上

取組指標	令和元年度 現在	令和 8 年度 目標	所管課
自殺対策推進協議会（仮称）の開催	未開催	年 2 回	健康推進課
ゲートキーパーの養成者	延べ 266 人	延べ 511 人	健康推進課
強化月間に合わせた展示	1 か所	3 か所	健康推進課
相談先一覧の配布協力機関	新規	3 か所	健康推進課
自死遺族向けリーフレットの配布窓口	1 か所	3 か所	健康推進課
S O S の出し方に関する教育実施校	市内小・中学校 全校	市内小・中学校 全校	教育指導課
市内小・中学校に対して相談先に関するリーフレットを配布	0 %	100%	健康推進課 教育指導課



第3節 包括的な支援の仕組みづくり

1 福祉サービス充実の基盤づくり

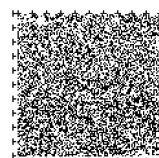
○ 目指す姿

介護保険サービスや各種福祉サービス等を必要とする人が、質の良い効果的なサービスを利用して、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活することができるまち

■ 課題と方向性

- 近年、利用者の声を反映し、質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、様々な福祉サービスに対し、公正中立第三者機関が専門的・客観的な立場から評価をする第三者評価※の仕組みづくりの重要性が認識され始めました。
- また、福祉や介護等に関する法律や制度、サービスの内容は複雑化しており、支援を必要としている人に必要なサービスや支援が利用できるよう、きめ細かな情報提供や相談支援が求められています。
- 市民意識調査（市民向け）では、福祉サービスを「利用している（したことがある）」のうち、4割以上の人が「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」等の理由で不都合や不満を感じていました。また、「利用していない」理由として「サービスの内容や利用の仕方がわからない」等の声も挙げられており、情報がそれを必要とする人のもとに届く仕組みの強化が必要とされています。
- これらのことから、住民ニーズに合わせた継続的な基盤整備や質の確保、サービスの情報提供の拡充を推進します。

※ 福祉サービス第三者評価制度：福祉サービス利用者が適切なサービスを選ぶことを支援することを目的とした制度であり、事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の中立的な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度。





市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
サービス提供 基盤の整備	福祉サービス事業者の市内での開所等を支援・促進し、利用希望者が多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用することのできる基盤の整備に努めます。 障害のある方が住み慣れた地域で暮らせるようグループホームの整備や保育所の待機児の解消を図るため、その基盤の整備に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 子ども家庭部全課
福祉サービスの 提供	介護保険制度に基づくサービス等、高齢者や障害のある方のためのサービスを提供するとともに、その内容の充実に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課
地域包括ケア システムの体 制整備	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、自治会、地域住民、ボランティア、NPO法人等の連携強化を図ります。 また、生活支援体制の整備に当たっては、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターが市と連携の上、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行い、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。	高齢福祉課 福祉総務課 協働推進課
福祉サービス 情報提供の推 進	市報やホームページ等を活用し、福祉サービスの内容等の情報を積極的に提供します。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 秘書広報課



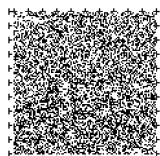
市民・活動団体にできることの検討

- 地域福祉活動団体に参加する等、福祉サービスの充実に協力する。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市と見守り協定を結ぶ等、地域全体で異変に気付く仕組みづくりを支える。



【コラム】 地域包括ケアシステムについて

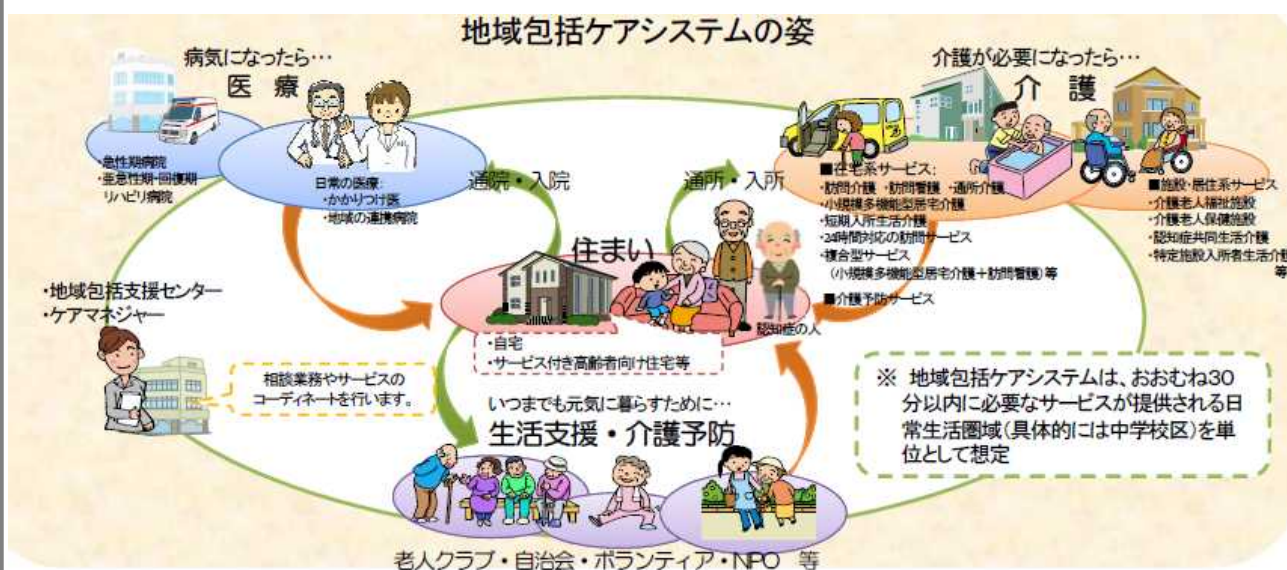
日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。

65 歳以上の人口は、現在 3,000 万人を超えており（国民の 4 人に 1 人）、2042 年の約 3,900 万人でピークを迎え、その後も、75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

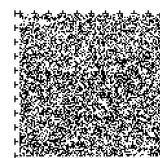
このような状況の中、団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年以降は、国民の医療や介護の需要が、更に増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省においては、2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

（参照：厚生労働省 HP）



（図出典：平成 28 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書）



2 相談体制・情報提供の充実

○ 目指す姿

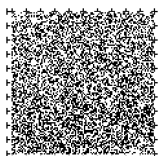
福祉サービスについての苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整い、情報提供が充実しているまち

■ 課題と方向性

- 全国的に、少子高齢化や世帯構成の変化等を背景として、障害のある方の高齢化、障害のある方や高齢者の生活困窮等のような複合的な課題が増加しています。他方で、介護する家族に注目すると、障害のある方の家族の高齢化、ダブルケア※、ヤングケアラー※等の問題が顕在化しています。このような介護される側、介護する側の両方の課題が組み合わさるケースも少なくなく、支援が必要な人の生活課題の多様化、複雑化が進んでいます。従来の相談支援は、対象者別の福祉制度に沿った専門的な相談支援が中心でしたが、このようなことから、従来の相談支援だけで対応することが困難なケースが増加しているといわれています。
- 市民意識調査（市民向け）では、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は決して高くはありません。また、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものについて聞いたところ、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」と「障害のある方、高齢者に対する相談支援の充実」の相談支援に関することが上位を占めていました。
- これらのことから、支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、「市民なやみごと相談窓口」の認知の向上を図ります。また、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制と、身近なところで制度の枠を越えて相談できる体制の整備を行い、市民にとってより利用しやすく、より納得が得られる相談支援の提供を目指します。

※ ダブルケア：女性の晩婚化と高齢出産の増加に伴い、子育てと親の介護に同時に直面すること。

※ ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の子ども。



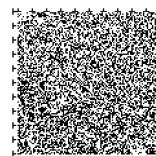


市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
相談窓口の充実	日常生活における悩みごとは、各課に関係する複合的なもの、制度の狭間にあるもの、対応する部署が不明確であるもの等があります。こうした市民の多様な相談に積極的かつ総合的に対応するため「市民なやみごと相談窓口」において、相談者の課題の解決に向けた支援を実施します。	福祉総務課
利用相談・苦情相談窓口の充実	福祉サービスの利用方法や手続の方法に関する専門的な相談や、利用している福祉サービスについての疑問や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う「福祉総合相談窓口（社会福祉協議会内）」の利用の促進を図ります。	福祉総務課
情報提供の充実	地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター※、障害者就労支援センター、精神障害者地域活動支援センター、子ども家庭支援センター等専門性をいかした各相談窓口の充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉サービス事業者等の相談活動との連携を強化し、相談体制のネットワークの確立に努めます。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課
相談員の資質向上のための支援	市職員及び民生委員・児童委員をはじめとする相談員を対象とした研修会を実施する等、その資質の向上を支援します。 また、障害者差別解消法の施行に伴い職員対応要領を活用し、適切な対応を図れるよう努めます。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課
わかりやすい情報提供の推進	声の広報の発行、また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの作成、各種のパンフレット等多様な媒体によって、利用者の立場に立った福祉に関する分かりやすい情報提供に努めます。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 秘書広報課

※ 障害者地域自立生活センター：地域における障害のある方の自立生活を支援するため、身近な地域において在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等総合的なサービス提供を行う。



取組名	内 容	所管課
配偶者等からの暴力の防止等による被害者への支援等	配偶者等からの暴力の実態等に関する市民等の理解を深めるため、DV相談窓口周知カードやパンフレットを作成するとともに、市報やホームページ等多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。 また、相談や関係窓口で対応する職員がそれぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。	協働推進課 福祉総務課 子ども子育て支援課 市民課



市民・活動団体にできることの検討

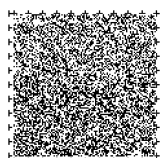
- ボランティア、ピアカウンセラー※として、様々な相談活動に参加する。
- 地域の中で民生委員・児童委員等の相談員との連携に努める。
- 自治会の活動等を通じ、お互いの顔が見えるような情報提供を心がける。
- 朗読、翻訳、通訳のサークル活動に参加する等、障害のある方等への情報提供を手助けする。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 従業員の相談スキルの向上に努める。
- 相談体制のネットワーク化への協力に努める。
- 安心してサービスを利用できるように、苦情解決責任者を配置する等、利用者からの苦情への積極的な対応に努める。

※ ピアカウンセラー：同じ悩みや障害のある方の相談に乗り、仲間として親しく話し合いながら情報提供やその活用方法をアドバイスする人であり、悩みや障害をその人自身が克服できるように援助を行う。



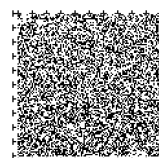
3 権利擁護の推進

○ 目指す姿

全ての人の権利と利益が守られ、住み慣れた地域の中で、安心・快適に暮らしていけるまち

■ 課題と方向性

- 人権は、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成する全ての人が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできないものです。しかし、立場の異なる人への人権の侵害や、差別、暴力、虐待は依然として社会問題であり続けています。
- また、認知症、知的障害、精神障害等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、平成 28 年に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果を見ると、権利擁護事業や成年後見制度の「内容をよく知っている」人は決して多くない状況でした。現在対象となる人に限らず、広く市民全体に周知を図っていく必要があります。
- これらのことから、全ての人が自身のもつ基本的な権利の行使を何にも妨げられることなく、地域の中で幸福な生活を営むために、人権・権利意識の普及啓発、人権擁護委員による人権相談、虐待防止施策の推進及び意思決定等の支援に取り組むとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、関係機関による連携体制の構築等の体制強化について検討を図ります。



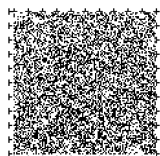


市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
権利擁護事業の充実	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について、社会福祉協議会やNPO法人等と連携しながら推進します。	福祉総務課
成年後見制度の周知	成年後見制度利用促進基本計画に基づきながら、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
市長申立て制度の運用	判断能力が十分でない方で、成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
成年後見制度利用の費用助成	成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。	福祉総務課
虐待防止ネットワークの充実	子どもへの虐待増加に対応するため、子ども家庭支援センターが主体となる要保護児童対策地域協議会※等の虐待防止ネットワーク事業の推進・充実や相談体制の強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。 また、高齢者や障害のある方に対する虐待を防止するために、地域包括支援センター及び障害者地域自立生活支援センターと協力して、自宅訪問を行う等、虐待の早期発見・防止に努めます。	子ども子育て支援課 高齢福祉課 障害福祉課 福祉総務課

※ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場であり、各市町村が設置している。





市民・活動団体にできることの検討

- 一人一人が人権についての理解を深め、お互いを認め合う。
- 権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用するよう心がける。
- あらゆる虐待を認識したときや疑いのある場合は対応機関に通報し、その義務についても周知する。

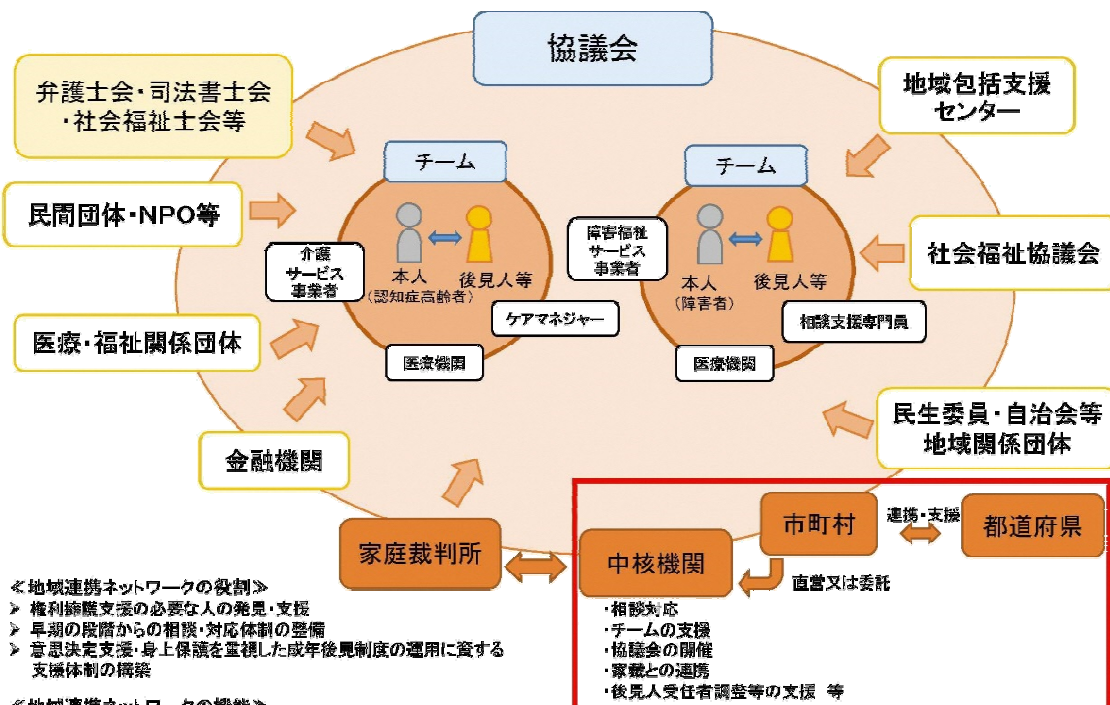


市内の事業者(所)にできることの検討

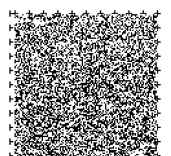
- 市や関係機関と連携し、判断能力の不十分な人の権利擁護に努める。
- 積極的に施設見学会を実施する等、地域との交流を推進し、虐待等の抑制となる環境づくりを図る。

【コラム】 地域支援ネットワーク3つの役割

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



出典：厚生労働省



◆ 武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画 ◆

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支え合うための制度として、平成12年から始まりました。その後、平成28年5月に「成年後見利用促進法」が施行され、市町村は成年後見制度の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

本市においても認知症高齢者や精神障害者等の増加、家族の在り方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれ、成年後見制度の重要性は一層高まると考えられます。

このことから、だれもが住み慣れた地域でその人らしい生活を支えていくことができるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、成年後見利用促進法の趣旨及び第14条の規定を鑑み、この項目を市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

◇ 取組の方向性

1 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みとして、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会（仮称）の設置を検討します。

また、成年後見制度利用促進に係る中核機関を令和8年度内の設置に向け、関係機関と協議・検討を行います。

2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備

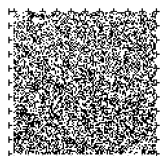
権利擁護支援の必要な人の発見・支援及び早期の段階からの相談・対応体制の整備のため、推進機関の相談窓口を市民及び関係機関に周知する等利用者への啓発を行うとともに、相談対応から支援までの流れを明確にし、制度の理解に努めます。

また、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用のため、全ての事案でチーム対応できるよう、地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備を検討します。

3 制度利用を支える機能の充実

支援の必要な方が適切に利用できるようにするため、以下の4つの機能の充実に図ります。

- (1) 関係機関や市の関連イベント等を活用し制度の周知を行う等、広報機能の充実に図ります。
- (2) 障害特性に応じた専門的な相談対応等地域ネットワークの中で検討し、相談機能の充実に図ります。
- (3) 市民後見人の育成、受任調整及びその活動支援や必要に応じ適切な支援を行うための多種職連携の協議の場の調整等、成年後見制度利用促進機能の充実に図ります。
- (4) 市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催を行う等、後見人支援機能の充実に図ります。



4 保健・医療等の推進

○ 目指す姿

保健・医療・福祉のネットワークが確立され、効果的なサービスの提供が実現しているまち

■ 課題と方向性

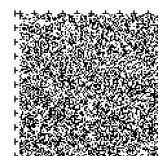
- 高齢化の進展により疾病構造が変化し、「病院完結型」から地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が求められています。具体的には、「医療から介護へ」「病院・施設から地域・在宅へ」の観点から、医療と介護の連携と地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）によるネットワークの構築が必要です。
- 本市では、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師をもつことの重要性の周知や病院と診療所との連携の在り方、在宅歯科診療の充実等の施策を推進しています。
- また、地域で年齢に関係なく、いきいきと暮らし続けるためには、住民の健康を支える仕組みが不可欠です。しかし、本市の健康寿命については、介護保険の要介護2以上の認定を受けるまでの年齢を見ると、東京都の平均を下回っています。
- 本市では、疾病等の早期発見や介護の予防、生活習慣に関する意識向上のため、特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨を行うとともに、健康管理や身体活動、運動に関する取組の支援や、啓発活動に努めています。
- これらのことから、保健・医療・福祉が一体的に、地域包括ケアシステムの構築を行い、地域全体での健康課題の把握や施策を展開するとともに、住民一人一人が自身の健康に対する関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた活動を行えるような環境の整備と、意識の啓発を推進します。



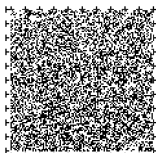
市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
成人保健事業の推進	市民が生活習慣病等を予防して健康に過ごせるよう、成人を対象としたがん検診や特定健康診査等の保健事業について推進します。	健康推進課
母子保健事業の推進	安心して子どもを産み育て、母親と乳幼児が健康に過ごせるよう、妊娠期から出産・子育て期まで、母子を対象とした様々な健康診査や健康相談等の保健事業について充実を図ります。	子ども子育て支援課



取組名	内 容	所管課
予防衛生事業の推進	市民が健康に過ごせるよう、予防接種や結核検診等の予防衛生事業について充実を図ります。 予防接種情報システム「子ども・子育て応援ナビ」の利用を促進し、安全確実な接種に努めます。	健康推進課
休日・休日準夜における急患診療の推進	日曜日、祝日等の休日や休日準夜（午後9時まで）における急病患者的の診療について、引き続き実施します。	健康推進課
特定健康診査等の推進	40歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者等を対象として、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防・改善等を目的とする特定健康診査等について推進します。 また、後期高齢者医療被保険者については、健診時に高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、フレイル状態への進行予防に努めます。	保険年金課 健康推進課
特定保健指導の推進	特定健康診査等（40歳以上の国民健康保険被保険者等）の結果に基づきメタボリックシンドローム及び予備群の該当者に対しては、保健師や管理栄養士による食事や運動等についての指導・助言を行います。	保険年金課 健康推進課
調整機能の充実	高齢者、障害のある方、子育て家庭等からの福祉ニーズを把握して早期に福祉サービス事業者へ情報提供できる仕組みを確立するため、保健・医療・福祉の担当者の連絡会議を設置する等、相互の事業内容を把握し理解を深めるよう努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 健康推進課 子ども家庭部全課
市民健康づくり推進協議会	健康づくりに関する様々な施策を検討する場として、市民健康づくり推進協議会を開催し、協議します。	健康推進課
健康づくり思想の普及・啓発	全ての市民に健康づくりの意識を定着させるため、健康教室を開催するほか、健康に関するイベントを実施して、健康づくり思想の普及・啓発を行います。	健康推進課
食育の取組	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。 また、市と市民が一体となった食育活動を推進するため、食育推進ネットワークの充実を図ります。	学校給食課 健康推進課 子ども子育て支援課 教育指導課
保健・福祉総合システム等の活用	保健・福祉総合システム等を活用し、効果的な保健・福祉サービスの提供を行います。 また、必要に応じシステム統合等の検討を図ります。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 行政経営課
新規 国民健康保険における保健事業	第二期データヘルス計画に基づき、国民健康保険被保険者を対象に、糖尿病性腎症重症化予防事業、健診異常値受診勧奨事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、人間ドック等助成事業等を実施することで生活習慣病の早期発見、重症化予防を図ります。	保険年金課



取組名	内 容	所管課
新規 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的で、高齢者一人一人の状況に応じたきめ細かなものとするため、疾病予防や生活機能の改善による地域の活性化を図ります。 実施体制の整備に向けては、医師会・歯科医師会・薬剤師会の医療機関や地域の関係機関と積極的な連携を図りながら、庁内の保健・医療・介護部門職員が連携し、地域の健康課題の把握及び事業内容の検討を行います。	保険年金課 高齢福祉課 健康推進課



市民・活動団体にできることの検討

- 健康診査、がん検診や人間ドック等を積極的に受診し、自分の健康状態を自分でチェックする。
- 市が主催するイベントや公募する委員会等に積極的に参加する。
- 健康づくりに積極的に取り組んで疾病予防・介護予防につなげ、健康寿命を可能な限り延ばす。



市内の事業者(所)にできることの検討

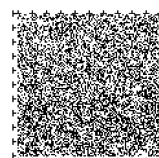
- 市等の行政機関と情報交換・連携に努め、市民の健康づくりに協力する。

【コラム】 フレイルとは？

フレイルとは、健康な状態から要介護へ移行する中間の段階のことです。

疾病等により、健康な状態から突然要介護状態に移行することもあります。一般的には、加齢により筋力が衰えたり、疲れやすくなることで、家に閉じこもりがちになる等、年齢を重ねたことにより生じた衰え全般のことをいいます。

フレイルに早めに気づき、適切な支援を受けることで、フレイルの進行を防ぎ、介護予防につながります。



5 就労促進のための支援体制づくり

○ 目指す姿

様々な年齢や立場の人全てが、身近な地域で就労することができるまち

■ 課題と方向性

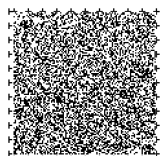
- 経済的に自立した生活を送るためには、就労を希望する全ての人が、自分自身の力をいかして、働くことのできる地域づくりが重要です。しかし、高齢者、障害のある方、ひとり親、ひきこもり、在住外国人、出所者等、様々な背景により、働きたくても職を見つけることができない場合があります。
- これらのことから、課題別・対象別に就労を阻害する要因の解消方法を検討するとともに、多様な雇用の場を確保に向けて関係機関や企業等と連携することで、だれもが自立した就労をすることのできる環境づくりを推進します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
就労の場の確保	市の窓口や、市内関係機関できめ細かな相談を継続するとともに、訓練機関とのパイプをもち就労に向けた相談、情報提供を実施しているシルバーワークプラザ、ハローワーク、東京しごと財団、障害者就労支援センター等と緊密に連携し就労の場の確保に努めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 産業観光課
働くことができる環境づくり	高齢者、障害のある方、ひとり親等、地域のだれもが働くことができる環境づくりを進めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課





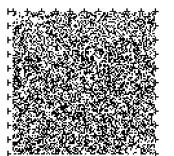
市民・活動団体にできることの検討

- 自分の住んでいる地域や身近に働くことができず困っている人がいたら、相談窓口や就労の場等、情報収集を図るとともに、それぞれが可能な範囲で本人や周囲の関係者に情報提供する。
- 積極的に対応する機関に相談する等、自立促進を支援することで、だれもが住みやすい環境の実現に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 高齢者や障害のある方、ひとり親等を積極的に雇用するよう努める。



6 生活困窮者への自立支援

○ 目指す姿

関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が図られ、生活に困窮した人を支え、自立が促進されるまち

■ 課題と方向性

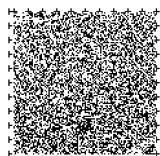
- 近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加等世帯構造の変化、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。こうした状況のなか、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化が求められています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果を見ると、生活困窮者自立支援制度を「知っている」と回答した人は決して多くはありません。
- これらのことから、生活困窮者自立支援制度のより一層の周知を図るとともに、生活全般にわたり困りごとや不安を抱えている人に対して、問題が深刻化する前に、早期の支援が行えるよう努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
自立に向けた相談支援	生活困窮者の様々な相談に一元的に対応し、的確な評価・分析に基づいた自立支援計画を策定する等して、関係機関との調整等を行い生活困窮者の自立を支援します。	福祉総務課
自立に向けた就労等支援	就労支援員による就労意欲の喚起、キャリアコンサルティング業務、履歴書の作成指導等、就労に向けた支援を実施します。 また、就労後も適宜面談等を実施し、定着に努めます。	福祉総務課



取組名	内 容	所管課
一般就労に向けた就労準備支援	就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を事業者に委託して実施します。 また、就労準備支援事業利用以降も就労することが困難な場合は、支援を実施する事業者をあっせんすることにより、引き続き就労を支援します。	福祉総務課
進学支援	中学3年生・高校3年生を対象として、塾費用や受験料の無利子貸付けを行う受験生チャレンジ支援貸付事業を継続的に実施するとともに、社会福祉協議会の行う生活福祉資金貸付事業による教育資金の貸付けにより、生活困窮の家庭の進学を支援します。 また、ひとり親家庭へは、母子及び父子福祉資金による修学資金等の貸付けにより、進学を支援します。	福祉総務課 子ども子育て支援課
子どもの貧困対策の推進	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの未来応援プランに基づき取組を実施します。 また、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用者等が学習できる場の提供について検討します。	福祉総務課 子ども家庭部全課



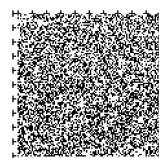
市民・活動団体にできることの検討

- 身近な地域に、生活困窮者又はその条件に近い存在に気付いた時、その世帯への制度の周知や関係機関への情報提供により、地域の連携を深め助け合う。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ハローワーク等から情報を収集し、国等の制度を理解して積極的に雇用するよう努める。



7 生活保護受給者への自立支援

○ 目指す姿

生活保護制度の適正な運用に基づき、生活に困窮した人が経済的な不安を解消し、医療・介護サービス等をより安心して受けることができるまち

■ 課題と方向性

- 生活保護制度は、様々な事情から生活が立ち行かなくなったとき、困っている方の状況や程度に応じて、日本国憲法第25条の理念に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その方の自立に向けて生活が向上するよう援助する制度です。厚生労働省の生活保護の被保護者調査（令和2年10月分）によると、日本全体の生活保護の状況については、被保護世帯、被保護実人員、保護開始世帯数ともに対前年同月比で微減している一方、保護申請件数は微増していることから、今後、新型コロナウイルス感染症の流行による社会的な影響等により、多くの年代で生活に困窮する人の数は増加する可能性があります。
- だれもが地域社会の一員として、健康で文化的な生活が送れるよう、自立のための相談や就労の支援等を通じて、自立の助長を行います。

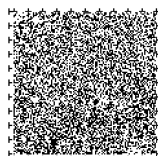


市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
生活保護制度の適正な運用	地区担当員（ケースワーカー）の訪問活動等によって生活保護世帯の生活実態を把握し、生活扶助費等の適正化に努めます。	生活福祉課
医療扶助費の抑制	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進、社会的入院※者の退院促進等とともに、被保護者健康管理支援事業等を通して、生活保護費に占める医療扶助費の抑制を図ります。	生活福祉課
生活の相談・指導の実施	生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。	生活福祉課

※ 社会的入院：医学的に入院の必要性がないにもかかわらず、生活上の都合等で長期にわたり病院で生活（長期入院）をしている状態。



取組名	内 容	所管課
就労の促進	生活保護受給者の就労支援のため、就労支援員を配置し、ハローワークとの連携を強化して、就労の促進に努めます。 就労することが困難な生活保護受給者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を実施します。	生活福祉課
新規 学習・次世代 育成支援	小学3年生から高校3年生までを対象として、学習塾等への通塾や学習講座、通信講座、補習講座等の受講費用の一部を支給するとともに、高校3年生を対象に大学等受験料の一部を支給し、生活保護受給者の自立促進を図ります。	生活福祉課



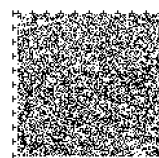
市民・活動団体にできることの検討

- 生活保護世帯が地域で安定した自立生活ができるよう見守る。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 生活保護受給者に対する就労支援・生活支援等について、行政機関等との情報連携に努める。



【コラム】 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度の主な対象者は、生活保護に至る可能性のある方で、自立が見込まれる方となります。

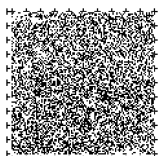
生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることを目的としています。

平成 27 年 4 月から、生活困窮者自立支援制度が始まり、全国に生活困窮者に対する相談窓口が設置され、本市においても「市民なやみごと相談窓口」を設置しました。

相談窓口では、生活困窮者の把握と本人の置かれている状況や環境、並びに生活困窮に陥った背景・要因を分析、対応すべき課題を捉えて解決の方向を見定めていくことを基本とし、他の専門機関と連携しながら、寄り添い型の支援を行っています。

- 自立相談支援事業：支援員が相談を受けて、自立のための具体的な支援プランを作ります。
- 住居確保給付金の支給：家賃相当額を支給します。
- 就労準備支援事業：社会、就労への第一歩を支援します。
- 家計相談支援事業：家計の立て直しをアドバイスします。
- 就労訓練事業：柔軟な働き方による就労の場を提供します。
- 生活困窮世帯の子どもの学習支援：子どもの明るい未来をサポートします。
- 一時生活支援事業：住居のない方に衣食住を提供します。

(参照：厚生労働省 HP)

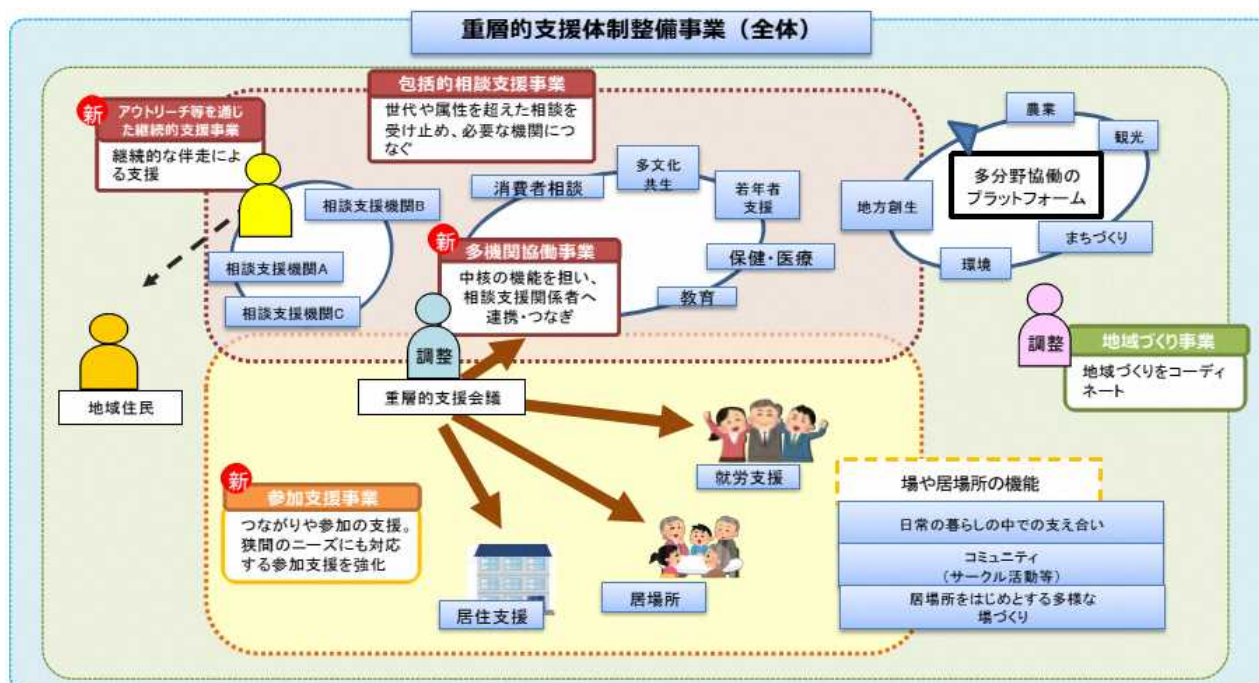


8 重層的な支援体制の整備に向けた検討

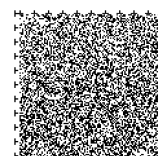
■課題と方向性

- 福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。地域共生社会の実現に向けては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年5月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。
- この「重層的支援体制整備事業」は、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業の3つを一体的に行うものとして提案されています。
- 本市においても、本計画の期間内において、「重層的支援体制整備事業」の創設に伴うメリット・デメリット等を整理し、事業の実施について検討します。

《重層的支援体制整備事業のイメージ図》



出典：厚生労働省

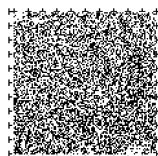




市が行う検討

【重層的支援体制整備事業の枠組】

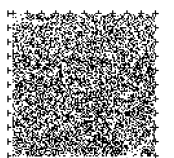
枠組名	検討内容	想定所管課
相談支援	○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める包括的相談支援事業を実施します。 ○ 複合課題を抱える相談者に係る支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施します。 ○ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施します。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課
参加支援事業	○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズ（※1）に対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取りもったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施します。 （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子どもがひきこもりである 等 （※2）就労支援、見守り、居住支援 等	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課
地域づくり事業	○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。 ○ 事業の実施に当たって、以下の場及び機能の確保に努めます。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②地域福祉コーディネーター機能の充実等、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課



【コラム】 自助・互助・共助・公助について

地域の課題に対しては、個人の取組や公的な支援だけでなく、地域の助け合いや支え合いが重要であり、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割を適切に発揮し、重層的に組み合わせることが問題を解決することにつながります。

自 助	互 助	共 助	公 助
自立（自律）でもあり、生活する上で起きる諸問題を個人の努力や民間サービスの活用で解決することです。	個人では解決できない諸問題を家族や友人、地域住民同士等が互いに協力し、助け合い解決することです。	年金・医療・介護等の社会保険制度が代表例であり、国民同士で支え合う相互扶助の仕組みのことです。	自助、互助、共助だけでは解決できない課題に対し、行政が税金を財源として行う福祉サービスのことです。



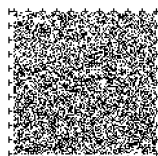
成果指標（包括的な支援の仕組みづくり）

【指標設定の考え方】

第3節においては、複合的な課題を抱える人や、地域での孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりに取り組みます。そのため、だれもが適切な相談窓口を認知し支援を受けることのできる状態にあることを成果と捉え、成果指標として「市民意識調査における日常生活の困りごとや悩みごとについてだれにも相談しない市民の割合」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の4つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
市民意識調査における日常生活の困りごとや悩みごとについてだれにも相談しない市民の割合	11.4%	8%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
地域福祉コーディネーターの設置人数	2人	4人	福祉総務課
生活支援コーディネーターの設置人数	5人	5人	高齢福祉課
障害のある方の計画相談支援の月利用者数	96人／月	135人／月	障害福祉課
子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）における保健師等による面接割合	100%	100%	子ども子育て支援課



【成年後見制度利用促進基本計画の指標設定の考え方】

だれもが成年後見制度について理解することで、必要に応じて制度を利用できる状態を成果として捉え、成果指標として「市民意識調査における成年後見制度の名称も内容も知っている市民の割合」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の1つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
市民意識調査における成年後見制度の名称も内容も知っている市民の割合	31.5%	40%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
市報等広報媒体での市民の制度周知回数	年1回	年4回	福祉総務課

